

「港区耐震改修促進計画（令和4年3月改定）（素案）」に寄せられた区民意見に対する区の考え方について

1 区民意見募集の実施概要

(1) 意見の募集期間と件数

募集期間	意見の通数	意見の件数
令和3年12月11日 ～令和4年1月11日	1通 (郵便1)	3件

(2) 意見の提出方法

インターネット、郵便、ファクシミリ、直接持参

(3) 資料の閲覧場所

港区建築課（区役所6階）、区政資料室（区役所3階）、総合案内（区役所1階）、各地区総合支所、各港区立図書館（高輪図書館分室を除く）

2 意見・要望等の対応状況

	対応状況	件数
1	意見を反映し、計画素案を修正したもの	0件
2	計画素案の記載の中で趣旨を反映しているもの	1件
3	計画素案では記述していないが、既存事業等で対応しているもの	2件
4	意見の内容が対応できないもの	0件
5	区政に対する要望等として受けたもの	0件
	合計	3件

No.	項目	区民意見要旨	区の考え方	反映状況	関連頁
1	第2章 港区の耐震化の現状と課題	区内住宅の耐震化率について、「戸数単位の耐震化率」となっているが、「共同住宅」のみの「棟単位」での耐震化率を調査したうえで表記して欲しい。	住宅の耐震化率については、国及び東京都の推計方法に準じ、総務省統計局が実施した「平成30年住宅・土地統計調査」を基に、区内住宅の耐震化率を算定することとしています。 東京都の「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づき、令和2年度から管理状況の届出が義務化され、共同住宅の耐震化の状況が把握しやすくなりました。 共同住宅の棟単位での耐震化の状況につきましては、こうした届出を活用しながら把握に努めてまいります。	3	11
2		現行の法令の規制により建て替えできない共同住宅も多く、耐震工事を行うスペースも敷地内にない。結果として再開発以外には「耐震化」も「建て替え」もできないのが現状である。 このような耐震上課題のある共同住宅の棟数を明記して欲しい。	マンションの耐震化や建替え等の支援については、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」などの法制度の活用のほか、区として、専門家を無料で派遣し、個別の状況に応じた相談・助言を行う「耐震アドバイザー派遣」や「建替え・改修支援コンサルタント派遣」などの制度を整えています。 また、「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づく管理状況の届出の義務化により、耐震上課題のある共同住宅の棟数や状況を把握しやすくなりました。 今後も、日頃の窓口等での相談や条例に基づく届出により、共同住宅における耐震化の現状把握に努めてまいります。	3	11

No.	項目	区民意見要旨	区の考え方	反映状況	関連頁
3	第5章 耐震化の推進に向けて	素案にある各種の耐震化の支援策は評価するが、その前に「耐震化できるか、できないか」という点を解決すべきであり、PDCAサイクルのActionにおける「制度の更新」が不可欠である。	<p>素案P34「第5章 耐震化の推進に向けて」では、耐震化の取組を着実に進めるため、PDCAサイクルによる進捗管理を実施することとしており、「支援策や制度の更新についても、取組内容や効果を定期的に検証し、必要に応じて更新や内容の見直し、新たな取組の展開についても検討を進める」としています。</p> <p>老朽化マンションの耐震化については、アドバイザーやコンサルタントの派遣など相談体制を充実しているほか、耐震診断や耐震改修工事等に対する助成制度、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」などの法制度の活用等、様々な手法についてご案内をしています。</p> <p>今後も、日頃の窓口等での相談や「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づく届出による現状把握を踏まえ、耐震化の促進に向けた施策を引き続き検討してまいります。</p>	2	29 34